

暴力団離脱者 受入企業募集

※業種は問いません

雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1ヶ月以上雇用した事業者に

6ヶ月間 毎月**8万円**を支給

9ヶ月目
12ヶ月目 に **12万円**(上限) 支給



身元保証制度

身元保証とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に損害を保証する制度です。

保証期間 受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間

補償金の範囲 補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が**200万円**まで

- 雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合 → 損害額に応じて**100万円**まで
- 受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合 → 人的、財産的被害に応じて**100万円**まで
- 契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合 → 未回収額を**50万円**まで

などを(公財)暴力追放愛知県民会議が保証



詳しくは、(公財)暴力追放愛知県民会議までお問合せください。 ☎052-883-3110